

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◆金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は7月16日、①金融機関の預貯金等の金利の最高限度変更、②勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度変更、③福祉年金等の受給者に対する特例措置（福祉定期預貯金の設定）についてI.のとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をII.のとおり変更することを決定した。

I. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度ならびに福祉年金等の受給者に対する特例措置（福祉定期預貯金の設定）について。

（下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅）

1. 臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度ならびに納税準備預金およびその他の預金の利率の最高限度を下記（1）のとおり変更し、下記（2）により実施する。

（1）銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金（期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。）	年 <u>6.0%</u> （△0.33%）
当座預金	無利息
納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む。）	年 <u>2.5%</u> （△0.33%）
その他の預金	年 <u>2.0%</u> （△0.33%）

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期預金、据置貯金および定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の

預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

（2）実施日

平成3年7月29日

ただし、平成3年7月28日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該預金、貯金および定期積金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

2. 臨時金利調整法に基づき定めている勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記（1）および（2）のとおり変更し、下記（3）により実施する。

（1）金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第2項第1号に規定する契約（勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和57年法律第55号）附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和62年法律第100号）附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。）に係る預金または貯金であって、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものならびに同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日以前に預入されたものおよび最終預入日の3年前の日の前日以後において、当該預金または貯金の元本の合計額が同

条第4項第3号に規定する最高限度額を超えることとなったもののうち、期間の定めが2年のもの（期限前払戻しの場合を除く。）に係る利率の最高限度は、上記1.（1）および金融機関の金利の最高限度に関する件（昭和23年1月大蔵省告示第4号）第2項の規定にかかわらず年6.5%（△0.33%）とする。

(2) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約（勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和62年法律第100号）附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。）に係る預金または貯金であって、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの（期限前払戻しの場合を除く。）に係る利率の最高限度は、上記1.（1）および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定にかかわらず年6.4%（△0.33%）とする。

(3) 実施日

平成3年7月29日

ただし、当該貯蓄に係る期間の定めが2年の預金または貯金（期限前払戻しの場合を除く。）のうち、平成3年7月28日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

3. 金融機関が、上記1.（2）の金利の最高限度の変更日から大蔵大臣が別に定める日までの間に、福祉年金等の受給者（別表に規定する者をいう。）から1人につき200万円の範囲内で受け入れる期間1年の定期預金または定期貯金については、その金利につき上記1.（1）および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定を適用しない。

II. 平成3年7月29日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回りについて

（下線部分は今回改定、かっこ内は変化幅）

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの 年3.75%以下（△0.33%）

期間6か月のもの 年5.0%以下（△0.33%）

期間1年のもの 年5.75%以下（△0.33%）

期間2年のもの 年6.0%以下（△0.33%）

ただし、

イ、期間2年のものの1年を

経過した日に行われる中 年5.0%以下（△0.33%）

間利払の利率

ロ、期限前払戻の場合の預入

期間中の利率

(イ) 預入期間が6か月未満の場合 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 年4.25%以下（△0.33%）

(ハ) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 年4.75%以下（△0.33%）

(ニ) 預入期間が1年6か月以上の場合 年5.5%以下（△0.33%）

ハ、期限後利率

(イ) 現払の場合（他預金への振替を含む） 当該現払が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 定期預金または据置貯金に継続書替の場合 継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率

据置貯金

定期積金

ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回り 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下  
無利息

(2) 当座預金

(3) 納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む）

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率

年2.5%以下（△0.33%）

普通預金の利率以下

(4) その他の預金

普通預金および普通貯金 年1.75%以下（△0.33%）

通知預金	年 <u>2.0%</u> 以下 (△0.33%)
ただし、据置期間中に 払戻のあった場合の預 入期間中の利率	当該払戻が行われる日の 普通預金の利率以下
別段預金およびその他の 雑預金	年 <u>1.75%</u> 以下 (△0.33%)

## 郵便貯金利率

(単位 年%)

### 2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件（昭和23年1月大蔵省告示第4号）第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率および利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとすることができる。

### 3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年4.25% (△0.33%) 以下、期間6か月以上のものについては年5.25% (△0.33%) 以下とする。

### 4. 経過措置

上記1.、2. および3. にかかわらず、平成3年7月28日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該預金、貯金および定期積金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

#### ◆郵便貯金利率の変更について

政府は7月23日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、7月29日から実施することを閣議決定した（「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は7月26日付で公布）。

	変更後	変更前
通常郵便貯金	3.12	3.48
積立郵便貯金		
1年	3.84	4.20
2年	3.96	4.32
3年	4.08	4.44
定額郵便貯金		
1年未満	4.25	4.58
1年以上1年6か月未満	4.75	5.08
1年6か月以上2年未満	5.50	5.83
2年以上2年6か月未満	5.85	6.18
2年6か月以上3年未満	5.90	6.23
3年以上	6.00	6.33
定額郵便貯金		
6か月	5.00	5.33
1年	5.75	6.08
住宅積立郵便貯金		
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
1年以上2年未満	4.32	4.68
2年以上3年未満	4.80	5.16
3年以上4年未満	5.52	5.88
4年以上5年未満	5.76	6.12
5年	6.00	6.36
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕		
1年以上2年未満	3.96	4.32
2年以上3年未満	4.08	4.44
3年以上4年未満	4.44	4.80
4年以上5年未満	4.68	5.04
5年	4.92	5.28
進学積立郵便貯金		
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
2年以下	3.60	3.96
2年1か月以上	3.84	4.20
〔国民金融公庫等から貸付を受けなかった場合〕		
2年未満	3.84	4.20
2年	3.96	4.32
2年1か月以上	4.08	4.44

#### ◆「証券会社の社内管理体制の強化等について」の大蔵省通達について

大蔵省証券局は、7月31日、「証券会社の社内管理体制の強化等について」の通達を日本証券業協会あてに発出した。同通達の内容は、①管理部署の独立などによる社内管理体制の強化、②人事管理、教育・研修の徹底、③非上場債の取引価格厳正化など取引内容の適性化、④顧客の本人確認の徹底化など顧客管理の適正化、となっている。

◆現行金利一覧 (3年8月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	( )内 前回水準
公定歩合 ・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率歩合 ・その他のものを担保とする貸付利率歩合	5.5 5.75	3. 7. 1	(6.0) (6.25)
短期プライムレート	7.625	3. 7.16	(7.875)
長期プライムレート	<u>7.7</u>	3. 8. 1	(7.9)
住宅ローン金利 ・固定金利型 ・変動金利型	7.68 7.5	3. 4. 1	(7.86) (7.8)
政府系金融機関の貸付基準金利 ・日本開発銀行 ・中小企業金融公庫・国民金融公庫 ・住宅金融公庫	<u>7.7</u> <u>7.7</u> 5.5	3. 8. 1	(7.9) (7.9) (5.4)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年) (期間5年～7年) (期間7年以上)	5.0 5.5 6.7	1. 7.28	(4.75) (5.35) (6.6)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率) ・定期預金 3か月 6か月 1年 2年 ・定期積金 ・普通預金 ・通知預金	<u>3.75</u> <u>5.0</u> <u>5.75</u> <u>6.0</u> <u>3.6</u> <u>1.75</u> <u>2.0</u>	3. 7.29	(4.08) (5.33) (6.08) (6.33) (3.93) (2.08) (2.33)
郵便貯金金利 ・定額貯金 (1年以上1年6か月未満) ・積立貯金 (1年) ・通常貯金 ・定期貯金 (1年)	<u>4.75</u> <u>3.84</u> <u>3.12</u> <u>5.75</u>	3. 7.29	(5.08) (4.20) (3.48) (6.08)
信託配当率 ・指定金銭信託合同運用口 (a) 1年以上のもの 2年以上のもの 5年以上のもの ・貸付信託 (b) 2年のもの 5年のもの	<u>5.75</u> <u>6.05</u> <u>6.7</u> <u>6.2</u> <u>6.82</u>	3. 7.29	(6.08) (6.38) (6.9) (6.53) (7.02)

◆公社債発行条件 (3年8月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回 (%)	<8月債> <u>6.561</u>	<7月債> 6.686
	表面利率 (%)	<u>6.6</u>	6.7
	発行価格 (円)	<u>100.23</u>	100.08
割引国債 (5年)	応募者利回 (%)	<7月債> 7.015	<5月債> 6.865
	同税引後 (%)	5.524	5.411
	発行価格 (円)	71.25	71.75
政府短期証券 (60日)	応募者利回 (%)	<7月8日発行分> 5.423	<9月10日発行分> 5.550
	割引率 (%)	5.357	5.500
	発行価格 (円)	99.1164	99.0959
政府保証債 (10年)	応募者利回 (%)	<8月債> <u>6.741</u>	<7月債> 6.842
	表面利率 (%)	<u>6.7</u>	6.8
	発行価格 (円)	<u>99.75</u>	99.75
公募地方債 (10年)	応募者利回 (%)	<8月債> <u>6.783</u>	<7月債> 6.884
	表面利率 (%)	<u>6.7</u>	6.8
	発行価格 (円)	99.50	99.50
利付金融債 (3年物)	応募者利回 (%)	<8月債> <u>6.700</u>	<7月債> 6.900
	表面利率 (%)	<u>6.7</u>	6.9
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回 (%)	<8月債> <u>6.800</u>	<7月債> 7.000
	表面利率 (%)	<u>6.8</u>	7.0
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回 (%)	<8月債> 6.213	<7月債> 6.213
	同税引後 (%)	5.042	5.042
	割引率 (%)	5.83	5.83
	発行価格 (円)	<u>94.13</u>	94.12

(注) 1.市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

2.信託配当率は各行自主決定金利。

(a)既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

(b)実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

## 海 外

### ◆米国連邦準備制度理事会、1991、92年のマネー・サプライ目標値等を公表

グリーンズパンFRB議長は、7月16日、「1978年完全雇用および均衡成長法」（通称ハンフリー・ホーキンス法）に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する半期報告書を議会に提出するとともに、下院銀行委員会において証言を行った。これらの概要は以下のとおり。

#### 1. 91、92年の景気動向等（表1）

足元の景気動向をみると、景気循環に係る多くの経済指標が、景気は今春初に底を打ち回復局面

に入ったことを強く示唆している。この間、物価動向についてはインフレ鎮静化の兆しがうかがわれる。

一方、先行きの景気動向については、回復過程をたどるものの、連邦・地方政府の財政赤字、過剰な商業用不動産、低水準の家計貯蓄率等が足かせとなり、91年中の回復のテンポは緩やかなものにとどまる公算が大きい。また、景気が再び鈍化、更には腰折れする可能性も引続き残されている点には留意が必要である。この間、物価動向については、物価上昇圧力が弱まることから、92年にかけてインフレ率が低下する可能性が高い。

（表1）

FRBの主要経済見通し

（単位 第4四半期前年比 % <失業率は第4四半期 % >）

	1990年	91年		92年	（参考）政府見通し*	
	（実績）	91/2月時点→91/7月時点		91/7月時点	1991年	92年
実質GNP	0.5	0.75~1.5	0.75~1.00	2.25~3.0	0.8	3.6
名目GNP	4.5	3.75~5.25	4.5 ~5.25	5.5 ~6.5	5.0	7.5
CPI総合	6.2	3.25~4.0	3.25~3.75	3.0 ~4.0	3.4	3.9
失業率	5.9	6.5 ~7.0	6.75~7.0	6.25~6.5	6.7	6.3

\* 7月15日OMB見通し。なお、CPIについては、FRB見通しはCPI-U（都市部労働者全般を対象）、政府見通しはCPI-W（都市部賃金労働者を対象）。失業率については、FRB見通しは除く軍人、政府見通しは含む軍人ベース。

#### 2. 91、92年の金融政策運営（表2）

今春以降、既往の金融緩和効果の浸透を見守るスタンスを維持してきたが、足元の景気と物価が望ましい方向にある状況を眺め、当面はこれまでの慎重な政策スタンスを継続する方針。この間、マネー・サプライの動向をみると、目標レンジ内で推移しており、「景気回復が腰折れした場合の一段の緩和」および「予期せぬインフレ圧力が高まった場合の引締め」の両方向の政策変更に対応可能な余地を残している。こうした状況下、91、92年中のマネー・サプライの目標レンジについては、M<sub>2</sub>、M<sub>3</sub>、国内非金融部門の負債残高（モニタリング・レンジ）とともに91年中は現行水準で据置き、また92年についても91年と同水準に設定した。

（表2）FRBのマネー・サプライ目標レンジ

（単位 第4四半期前年比 %）

	1990年	91年		92年
	（実績）	91/2月時点→91/7月時点	91/7月時点	91/7月時点
M <sub>2</sub>	3.8	2.5~6.5	→	→
M <sub>3</sub>	1.7	1.0~5.0	→	→
国内非金融部門 負債残高 （モニタリング・レンジ）	6.7	4.5~8.5	→	→

#### 3. 借入を巡る諸問題

名目GNPに対する国内非金融部門負債残高の比率は頭打ち傾向にあるが、これは80年代における同残高急増の調整といった側面も強く、これをもって経済活動を支えるために必要な信用が不足しているととらえるべきではない。現に、企業は借入を

抑え、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を積極的に行っている。

一方、銀行の信用供与は改善しつつあるものの、基本的には資金需要の低迷を反映し引続きかなり低調に推移している。この間、銀行側の貸し渋り姿勢については引続き無視できない問題であるが、貸出条件の一段の厳格化といった動きはひとりに比べ影を潜めつつある。

◆米国行政管理予算局、財政収支見通しの改訂 (Mid-Session Review) を発表

米国行政管理予算局 (Office of Management and Budget、OMB) は7月15日、Gramm-Rudman-Hollings法 (G-R-H法) の定めるところにより年央の財政収支改訂見直し (Mid-Session Review of the

Budget) を発表した。

今次改訂見通しの内容をみると (表3)、まず歳入は個人所得税収入の減額修正を主因に、91、92年度とも前回見直し (91年2月、予算教書) 比大幅に下方修正された。一方歳出面では、湾岸関連支出が92年度にかなり上乘せされたほか、預金保険関連支出 (S & L救済絡みのRTC〈整理信託公社〉支出を含む) が91年度から92年度へと大幅に先送りされた。この結果、財政収支見直しは、前回見直しに比べ、91年度の赤字見込みがかなり縮小 (前回見直し△3,181億ドル→今回見直し△2,822億ドル<+359億ドル>) した。一方、92年度の赤字見直しは大幅に拡大 (同△2,809億ドル→同△3,483億ドル<△647億ドル>) した。

なお、今次改訂見通しのベースとなる経済見直しについてみると (表4)、実質GNPは最近における景

(表3) 財政収支見通しの概要

(単位 億ドル)

	1990年度 (実績)	91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度
歳入	10,313	10,687 ( 10,914)	11,455 ( 11,650)	12,333 ( 12,527)	13,343 ( 13,653)	14,271 ( 14,673)	15,170 ( 15,607)
歳出	12,517	13,509 ( 14,096)	14,938 ( 14,459)	14,789 ( 14,542)	14,664 ( 14,271)	15,007 ( 14,703)	15,726 ( 15,408)
収支尻	△ 2,204	△ 2,822 (△ 3,181)	△ 3,483 (△ 2,809)	△ 2,457 (△ 2,015)	△ 1,321 (△ 618)	△ 736 (△ 29)	△ 555 ( 199)
G-R-H法上の赤字目標額	—	△ 3,270	△ 3,498	△ 2,852	△ 1,575	△ 1,173	—
名目GNP対比%	△ 4.1	△ 5.0	△ 5.8	△ 3.8	△ 1.9	△ 1.0	△ 0.7

(注) 1. ( ) 内は前回 (2月) 見直し  
2. 名目GNPは暦年ベース

(表4) 政府経済見通しの概要

(暦年ベース、単位 %)

	1990年 (実績)	91年		92年	
		今回 (7月)	前回 (2月)	今回 (7月)	前回 (2月)
<年平均>					
GNP成長率 (名目)	5.1	3.8	4.1	7.1	7.1
(実質)	1.0	△0.2	△0.3	3.2	3.1
CPI上昇率	5.3	4.4	5.2	3.8	4.0
失業率	5.4	6.6	6.7	6.4	6.6
金利 (TB 3か月)	7.5	5.7	6.4	5.9	6.0
(国債10年)	8.5	8.0	7.5	7.8	7.2
<10~12月前年比>					
GNP成長率 (名目)	4.5	5.0	5.3	7.5	7.5
(実質)	0.5	0.8	0.9	3.6	3.6
CPI上昇率	6.2	3.4	4.3	3.9	3.9

気底打ち気配を背景に、91、92年度とも若干上方修正（91年度 $\Delta 0.3\%$ → $\Delta 0.2\%$ 、92年度 $3.1\%$ → $3.2\%$ ）されたほか、失業率についてもわずかながら下方修正された（91年度 $6.7\%$ → $6.6\%$ 、92年度 $6.6\%$ → $6.4\%$ ）。またCPI上昇率については、湾岸戦争終結後、エネルギー関連価格を中心に騰勢鈍化傾向が持続している点を踏まえ、大幅に下方修正（91年度 $5.2\%$ → $4.4\%$ 、92年度 $4.0\%$ → $3.8\%$ ）された。この間金利については、短期金利が金融当局の緩和姿勢を背景に下方修正された（91年度 $6.4\%$ → $5.7\%$ 、92年度 $6.0\%$ → $5.9\%$ ）ものの、長期金利については、逆に上方修正（91年度 $7.5\%$ → $8.0\%$ 、92年度 $7.2\%$ → $7.8\%$ ）された。

#### ◆米国連邦準備制度理事会議長再任

ブッシュ大統領は、7月10日、8月11日付けで任期満了となるグリーンズパン連邦準備制度理事会議長の再任を発表した。また、ジョンソン前副議長の辞任（90年8月）以来空席となっていた副議長のポストには、マリンス理事（90年5月より現職）が就任（7月11日、上院承認）したほか、ジョンソン、シーガー両理事の辞任後空席となっていた理事ポストの一つには、リンゼイ大統領補佐官が上院の承認（7月11日）を受けて就任した。なお、グリーンズパン議長等の略歴は以下のとおり。

##### ・グリーンズパン議長

1926年3月ニューヨーク市生まれ。1948年ニューヨーク大学（経済学部、77年同大学でPh.D.取得）を卒業後、1954年から投資コンサルタント会社（タウンゼント・グリーンズパン社）を主宰する傍ら、大統領経済諮問委員会顧問（70～74年、ニクソン政権）、同委員長（74～77年、フォード政権）、社会保障全国委員会委員長（81～83年、レーガン政権）等を歴任。1987年8月から現職。

##### ・マリンス副議長

1946年、テネシー州メンフィス生まれ。1968年エール大学を卒業後、74年MITでPh.D.取得。その後ハーバード・ビジネススクールで教鞭を執ったあと、88年から財務省次官補（国内金融担当）。

##### ・リンゼイ理事

1954年ニューヨーク州ピークスキル生まれ。

1976年ボードイン大学を卒業後、85年ハーバード大学でPh.D.取得。その後ハーバード大学で経済学の教鞭を執る傍ら、89年からはホワイトハウス政策立案部勤務。

#### ◆ドイツ政府、92年度連邦予算案を決定

ドイツ政府は、7月10日、92年度連邦予算案を閣議決定した。本予算案における歳出規模は4,224億マルク、また赤字幅は497億マルクとなっている（注）。

（注）なお、政府は、同日補助金等を公共部門全体で92年度に97.5億マルク削減する方針についても閣議了承し、今後これを織込んで予算を修正する意向を表明した。

#### ドイツ連邦財政の動向

（億マルク、カッコ内前年比）

	1990年度決算	91年度予算	92年度予算* (政府当初案)
歳出	3,801 (+877)	4,103 (+302)	4,224 (+121)
歳入	3,334 (+610)	3,439 (+105)	3,727 (+288)
赤字幅	467 (+267)	664 (+197)	497 ( $\Delta 167$ )

\* 政府当初予算案とは別枠で、補助金削減が計画されている。

歳出・歳入別の特徴点は以下のとおりである。

- ① 歳出総額をみると、91年度予算で既にその前年の90年度決算比7.9%拡大していたが、92年度政府予算案ではこれをさらに121億マルク、2.9%上回る4,224億マルクとなっている。主な増加項目は、91年度予算比約17%増の東独関連支出（1,090億マルク）。なお、本予算案には政府ならびに議会のベルリン移転に関する費用は計上されていない。
- ② 歳入総額は、3,727億マルクと、前年度比288億マルク、8.4%増を見込んでいる。主な増収項目は、91年7月施行の石油税引上げ（140億マルク）や92年1月施行のタバコ税引上げ（16億マルク）等であり、歳入総額は、前年度比約8%増の3,727億マルクとなっている。
- ③ 92年度の連邦財政赤字幅は497億マルクと91年度予算（644億マルク）の約4分の3の規模にとどまる見通しである。

◆ブンデスバンク、91年マネー・サプライ目標増加率を  
下方修正

ブンデスバンクは、7月11日の定例中央銀行理事会において、91年マネー・サプライ（M<sub>3</sub>）の目標増加率（91年第4四半期平残の前年同期比）を90年12月に策定した「4～6%」から「3～5%」へと下方修正することを決定し、発表した。

ドイツのマネー・サプライの動向

(M<sub>3</sub>平残前年第4四半期比年率 %)

目	標 値		実 績				
	91 年		91 年				
	当 初	修正後	1月	2月	3月	4月	5月
1990年							
4～6	4～6	3～5	1.6	3.5	4.3	3.4	3.5

本件に関して、同行では以下のとおり対外説明した。

「ブンデスバンクは、国内外の要因による物価上昇傾向に歯止めをかけるとともに、息の長い安定成長を達成するための金融面の条件を堅持すべく、本年後半の政策運営を行っていく考えである。M<sub>3</sub>の動向をみると、両独通貨統合に伴い大幅な増大をみたあと、東独における調整プロセスに従って増勢が鈍化しつつあるが、こうした調整プロセスは予想を上回って進行した。ブンデスバンクは、こうした実情にかんがみて、90年第4四半期から91年第4四半期にかけてのM<sub>3</sub>増加率を、昨年末に策定した目標値（4～6%）を修正して、3～5%とすることが適当と判断した。」

◆ブンデスバンク、公定歩合およびロンバート・レートを引上げ

ブンデスバンクは、8月15日の定例中央銀行理事会において、公定歩合の1.0%引上げ（6.5%→7.5%）ならびにロンバート・レートの0.25%引上げ（9.0%→9.25%）を決定し、8月16日より実施すると発表した（注）。

（注）ブンデスバンクの政策金利引上げは、91年2月1日（公定歩合6.0%→6.5%、ロンバート・レート8.5%→9.0%）以来約半年ぶり。引上げ後の公定歩合（7.5%）は80年5月～82年8月（既往ピークの7.5%）以来、またロンバート・レート（9.25%）は80年5月～80年9月（9.5%）以来の水準。なお、ブンデスバンクの政策金利が今回のロンバート・レートのように0.25%の小幅で変更されたのは59年（両政策金利を1月に0.25%引下げ、9月に同幅引上げ）以来のこと。

本件について、同行では以下のとおり対外説明した。

「今次公定歩合引上げにより、これまで拡大してきた公定歩合と債券オペ金利・市場金利との格差は縮小し、公定歩合の補助金的性格も薄められるであろう。また、ロンバート・レートの引上げにより、同レートと債券オペ金利との格差は拡大することとなり、この結果、ブンデスバンクの弾力的な市場調節が容易になるものと考えられる。本日の決定は、一方で『技術的』な調整の必要性を考慮しつつ、他方で引締めスタンスの一段強化を意図したものである。ブンデスバンクとしては、引続き安定志向の政策スタンスを堅持するとともに、ドイツ・マルクの対内・対外価値を維持していく所存である。」

また、シュレジンガー・ブンデスバンク総裁は記者会見の席上次のとおり発言した。

今次引締め局面におけるブンデスバンク政策金利の推移

(単位 %)

	1988年			89年				90年	91年	
実 施 日	7/1日	29 8/26	12/16	1/20	4/21	6/30	10/6	11/2	2/1	8/16
公 定 歩 合	3.0	→ 3.5	→	4.0	4.5	5.0	6.0	→	6.5	7.5
ロンバート・レート	5.0	→ 5.5		6.0	6.5	7.0	8.0	8.5	9.0	9.25



- ① 本日の措置は、物価がこれ以上上昇することを抑制するために講じられた。今回の利上げが景気に悪影響を与えるとは考えていないし、東独の復興を妨げるとも思わない。

### 西ドイツ地域生計費指数推移

(前年同月比 %)

1991年4月	5月	6月	7月
2.8	3.0	3.5	4.4

- ② マネー・サプライ増加率 (M3平残前年第4四半期比年率) は、6月+3.4%の後、7月には+3.75%となった模様であるが、ブンデスバンクとしては同増加率を本年目標レンジ(3~5%)の下限に保つことを目標にしている。

### ドイツのマネー・サプライ推移

(M3平残前年第4四半期比年率 %)

1991年4月	5月	6月
3.4	3.5	3.4

- ③ 財政政策については、赤字削減の方向を打出した92年予算の路線を継続して、向こう数年間にわたり赤字を縮小していかなければならない。また、労使双方は、これまでのような高率の賃上げを続けた場合には、その責任を負わねばならない。

本日の利上げに対する当地の反響をうかがうと、「物価情勢の悪化に対してブンデスバンクが改めて警告を発し、マルクの価値安定に対する断固たる姿勢を示したもの」(貯蓄銀行協会)との評価が一般的である。もっとも、年後半にはかなりの景気スローダウンが予想されているだけに、「ロンバート・レート」の引上げが0.25%ポイントと小幅にとどまったのは、ブンデスバンクが景気に配慮したためではないか(大手独銀)との見方がある一方、「0.25%ポイント

の引上げであっても、景気サイドからみたりスクは小さくない」(ドイツ産業連盟)との声も聞かれている。

### ◆英国、ベースレートを0.5%引下げ

イングランド銀行は、7月12日午前、10.875%の市場介入金利で買いオペ(期間1~14日もの)を実施した旨発表した(前日実施した買いオペの市場介入金利11.375%と比較し、0.5%ポイントの低下)。

これを受けて、ロンドン手形交換所加盟銀行は、ベースレート(基準貸出金利)を11.5%から11%へ0.5%ポイント引下げる旨発表し、即日実施した。

本措置により、昨年10月以降の今次利下げ局面でのベースレート引下げは、合計7回(累計引下げ幅4%)となった。

### ◆スイス国民銀行、公定歩合を1%引上げ

スイス国民銀行は、8月15日、ブンデスバンクの利上げに歩調を合わせて、公定歩合を現行の6.0%から1.0%引上げて7.0%とし、16日より実施することを発表した(前回の変更は89年10月6日の0.5%引上げ)(注)。

(注) 従来より採用している変動ロンバート制度については、そのまま継続している。

本件について、同行では、次のとおり対外説明した。

「今回の措置は、公定歩合を市場金利水準に適合させたものであり、金融政策スタンスの変更を意味するものではない。」

### ◆オランダ銀行、政策金利を0.25%引上げ

オランダ銀行は、8月15日、ブンデスバンクの利上げに歩調を合わせて、政策金利を以下のとおり各々0.25%引上げ、16日より実施することを発表した(前回の変更は2月1日<各々0.5%引上げ>)。

基準割引歩合 7.75% → 8.0%

債券担保貸付歩合 8.5% → 8.75%

約束手形割引歩合 9.0% → 9.25%

本件について、同行では、次のとおり対外説明した。

「今回の措置は、海外の公定歩合の引上げおよび物価安定の見地によるものであるとともに、既に上昇していた市場金利との乖離を是正するために実施されたものである。」

#### ◆ベルギー国立銀行、公定歩合を0.5%引上げ

ベルギー国立銀行は、8月15日、ブンデスバンクの利上げに歩調を合わせて、公定歩合を現行の7.5%から0.5%引上げて8.0%とし、16日より実施することを発表した(注)。

(注) 同行では、91年1月29日に公定歩合をいったん廃止した後、6月17日に復活させた。今回は、この復活後初めての公定歩合引上げ。

本件について、同行では、次のとおり対外説明した。

「今回の措置は、ブンデスバンクならびに他の欧州中銀による利上げの動きに歩調を合わせたものであるとともに、EMS内の安定通貨とみなされている通貨にベルギー・フランをリンクさせるとのベルギー政府・国立銀行の決定に基づくものである。」

#### ◆デンマーク国立銀行、政策金利を0.5%引上げ

デンマーク国立銀行は、8月15日、ブンデスバンクの利上げに歩調を合わせて、政策金利を以下のとおり各々0.5%引上げ、16日より実施することを発表した(前回の変更は5月22日<各々0.5%引下げ>)。

中央銀行貸出金利 9.5% → 10.0%

中央銀行預金金利 9.0% → 9.5%

公定割引歩合 9.0% → 9.5%

本件について、同行では、次のとおり対外説明した。

「今回の措置は、欧州諸国での引上げを眺めて実施したものである。」

#### ◆オーストリア国民銀行、政策金利を引上げ

オーストリア国民銀行は、8月16日、公定歩合(割引歩合)の0.5%引上げ(7.0%→7.5%)お

よび債券担保貸付歩合(ロンバート・レート)のした。

本件について、同行では次のとおり対外説明した。

「公定歩合(割引歩合)引上げについては、オーストリア・シリングのDMリンクに対する信認の維持および資本の国外流失回避を狙いとして、ドイツの公定歩合引上げにある程度追随したものである。本措置は、オーストリア経済のファンダメンタルズが良好であり、当面あえて引締めを一段強化する必要はないという状況を考慮したものである。一方、債券担保貸付歩合の引上げは技術的な調整に過ぎない。」

#### ◆台湾中央銀行、公定歩合を引下げ

台湾中央銀行は、7月13日、公定歩合を7月15日から0.375%引下げる(7.75%→7.375%)ことを決定した。今回の引下げについて、同行では「インフレ圧力が緩和し国内投機活動も沈静化してきている中で、国内経済の拡大を確かなものとするため行ったもの」(謝総裁)とコメント。

公定歩合の推移

1989年4月1日	89年8月23日	91年7月15日
5.5%	→ 7.75%	→ 7.375%

#### ◆タイ、1992年度予算案を発表

タイ政府は7月19日、1992年度(91/10~92/9月)予算案を暫定国会(NLA)に提出した。同予算案は、インフレ抑制の観点から引続き均衡予算となっているが、経済成長の維持を図るという趣旨も盛込まれており、歳出は前年度比18.8%増の高い伸びが見込まれている。

歳出の内容をみると、①経済成長の維持、②公正な所得分配、開発事業の配分、③人材の育成、④資源、環境の保全・開発、⑤科学技術の開発、の5項目に重点を置いたものとなっている。

タイの1992年度予算案

(単位 百万バーツ)

		1991年度 予 算	構成比 (%)	92年度 予 算	構成比 (%)	前年比 (%)
歳 入		387,500	—	460,400	—	+18.8
歳 出	経 済 関 係 費	71,379	18.4	91,568	19.8	+28.3
	教 育 費	74,722	19.3	86,366	18.8	+15.6
	社会厚生関係費	49,770	12.8	64,567	14.0	+29.7
	国 防 費	68,201	17.6	77,896	16.9	+14.2
	治 安 維 持 費	16,877	4.4	19,719	4.3	+16.8
	一 般 行 政 費	47,958	12.4	61,487	13.4	+28.2
	債 務 返 済 費	58,593	15.1	58,797	12.8	+ 0.3
	計	387,500	100.0	460,400	100.0	+18.8
財 政 赤 字		0	—	0	—	—

◆インド、公定歩合を引上げ

インド準備銀行は、7月3日、公定歩合（バンク・レート）の1%ポイント引上げを決定し（10%→11%）、翌日より実施した。

今回の金利引上げについて、インド準銀では「内需抑制を通じて、年率2桁台の物価上昇率を抑制するとともに、対外収支不均衡を是正することが目的である」旨コメント。